

県単独就学奨励費（給食費）支給要綱

平成23年4月1日 施行

平成28年4月1日 全部改正

（通則）

第1条 県単独就学奨励費（給食費）（以下「県単給食費」という。）の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号。以下「規則」という。）、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び就学奨励費取扱規則（昭和35年島根県教育委員会規則第10号。以下「取扱規則」という。）の定めるところによる。

（支給の目的）

第2条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、島根県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）へ就学する幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校で提供する給食の経費について、県がその経費の全部又は一部を支給することとし、もって特別支援教育の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、「給食」とは、特別支援学校で提供する給食であつて、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「給食法」という。）第3条第1項及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第2条に規定する「学校給食」以外のものをいう。

（支給対象経費）

第4条 県単給食費で対象とする経費は、給食法第11条又は特別支援学校給食法第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「学校給食」とあるのは、前条に規定する給食と読み替えるものとする。

（経費の算定）

第5条 県は、法第2条第1号で規定する文部科学大臣の定める算定要領に基づき、令第2条に規定する区分を決定する。

2 県単給食費の対象額は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 令第2条第1号に掲げる区分に該当する者 前条に定める経費の全額
- (2) 令第2条第2号に掲げる区分に該当する者 前条に定める経費の半額

（経費の支給）

第6条 県単給食費は、児童等が就学する特別支援学校の校長に交付する。

2 前項の規定により交付を受けた校長は、これを金銭をもって保護者等に対して支給しなければならない。ただし、令第4条で定める特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県単給食費の支給に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月17日から施行する。